（組織変更の届出）

第二百二十三条　出資組合又は出資農事組合法人は、法第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、届出書に組織変更計画、組織変更計画を承認した総会の議事録及び組織変更の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

第七章及び第八章の章名を削る。

「第六章の二　指定紛争解決機関」を「第七章　指定紛争解決機関」に改める。

第二百二十三条の二中「（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第二百二十三条の十五において同じ。）」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第二百二十三条の三中「すべて」を「全て」に改める。

第二百二十三条の五第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百二十三条の七第四号中「（同項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）」を削る。

第二百二十三条の八中「（法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）」及び「法第十一条の十第四号に規定する」を削る。

第二百二十三条の十二第二項中「（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）」を削り、同項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

第二百二十三条の十六の次に次の章名を付する。

第八章　監督

第二百二十六条中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に改める。

第二百二十七条第一項中「第九十七条の二第二号」を「第九十七条第二号」に改める。

第二百二十八条中「第九十七条の二第三号」を「第九十七条第三号」に改める。

第二百二十九条中「第九十七条の二第六号」を「第九十七条第六号」に改め、同条第五号中「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に、「第十一条の四十八第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改める。

第二百三十条中「第九十七条の二第九号」を「第九十七条第九号」に改める。

第二百三十一条第一項中「第九十七条の二第十二号」を「第九十七条第十二号」に改め、同項第一号中「第九十七条の二第三号」を「第九十七条第三号」に改め、同項第三号中「第九十七条の二第四号」を「第九十七条第四号」に改め、同項第四号中「第九十七条の二第九号」を「第九十七条第九号」に改め、同項第六号中「第九十七条の二第十号」を「第九十七条第十号」に改め、同条第三項中「第九十七条の二」を「第九十七条」に改め、同条第四項第三号中「第十一条の二の三、法第十一条の二の四」を「第十一条の四、法第十一条の五」に改め、同項第四号中「第十一条の十又は法第十一条の十の三」を「第十一条の二十第一項、第十一条の二十一若しくは第十一条の二十四の規定、法第十一条の二十七」に改め、「の規定」を「若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二十二条の二十九第一項の規定」に改め、「行為」の下に「又は準用保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為」を加える。

第二百三十二条の次に次の章名を付する。

第九章　雑則

第二百三十三条中「第十一条の三十八第一項」を「第十一条の五十七第一項」に改める。

第二百三十四条第一項各号を次のように改める。

一　法第十一条の五十七第二項第三号

二　法第十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第五項

三　法第二十七条第三項第二号（法第七十二条の三及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）

四　法第二十九条の二第二項第三号（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

五　法第三十五条第三項第二号（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

六　法第三十六条第十一項第三号（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

七　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十六条第二項第二号

八　法第四十六条の四第四項第二号（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

九　法第六十五条の三第二項第三号（法第七十条第二項、第七十条の三第五項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）

十　法第六十八条の二第三項第三号（法第七十条第二項、第七十条の三第五項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）

十一　法第七十二条の二十五第四項第三号

十二　法第七十四条第二項第三号（第八十条において準用する場合を含む。）

第二百三十五条第一号中「第二十九条の二第四項」の下に「（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　法第四十六条の四第三項（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

第二百三十六条第一項中「第三十三条第四項」の下に「（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の八条を加える。

（存続中央会の解散等の届出）

第二百三十七条　存続中央会（平成二十七年改正法附則第十条に規定する存続中央会をいう。第二百四十一条第一項及び第四項において同じ。）は、平成二十七年改正法附則第十一条の規定による届出をしようとするときは、届出書に解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、平成二十七年改正法附則第二十四条の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「解散を決議」とあるのは「組織変更計画、組織変更計画を承認」と、「解散の」とあるのは「組織変更の」と読み替えるものとする。

（財産目録に関する事項）

第二百三十八条　第百八十条第一項の規定は、平成二十七年改正法附則第十三条第八項（平成二十七年改正法附則第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、第百八十条第一項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録」と読み替えるものとする。

（存続都道府県中央会の組織変更の認可申請）

第二百三十九条　存続都道府県中央会（平成二十七年改正法附則第十二条に規定する存続都道府県中央会をいう。）は、平成二十七年改正法附則第十四条第一項の規定による認可を申請しようとするときは、組織変更計画及び事業計画並びに監査事業（平成二十七年改正法附則第十三条第六項に規定する監査事業をいう。第二百四十一条において同じ。）を行う場合にあっては平成二十七年改正法附則第十三条第六項の監査規程を農林水産大臣に提出しなければならない。